

○文部科学省告示第四十六号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣 松本 洋平

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 学校設置会社が新たに大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合</p> <p>学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下「法」という。）が新たに大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。</p> <p>三 大学等の経営に必要な財産について</p> <p>(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度及び開設年度の翌年度の經常経費は、別表第二に定める標準經常経費額以上の額を計上していること。</p> <p>(二) 「略」</p> <p>(三) 大学等の開設年度及び開設年度の翌年度の經常経費の財源は、現預金等の資産を充てるものとし、申請時までに開設年度及び開設年度の翌年度の經常経費に相当する額の現預金等の資産を保有していること。</p> <p>(四)・(五) 「略」</p>	<p>第一 学校設置会社が新たに大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合</p> <p>学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下「法」という。）が新たに大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。</p> <p>三 大学等の経営に必要な財産について</p> <p>(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の開設年度の經常経費は、別表第二に定める標準經常経費額以上の額を計上していること。</p> <p>(二) 「同上」</p> <p>(三) 大学等の開設年度の經常経費の財源は、現預金等の資産を充てるものとし、申請時までに開設年度の經常経費に相当する額の現預金等の資産を保有していること。</p> <p>(四)・(五) 「同上」</p>
<p>第二 現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合</p> <p>現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。</p>	<p>第二 現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合</p> <p>現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。</p>

四 既設の学校等について

(一) 「略」

(二) 既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。）の収容定員充足率（当該認可に係る大学等の開設年度の前年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を増加した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあつては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。）(三)において同じ。)が、〇・七を上回ること。ただし、次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

四 既設の学校等について

(一) 「同上」

(二) 既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあつては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。）(三)において同じ。)が、〇・五を上回ること。

- ア 収容定員充足率が〇・七以下のすべての学部又は学科等を廃止する計画を有していること。
- イ 設置する大学等の収容定員が当該廃止する計画に係る学部又は学科等の収容定員の総数を超えないこと。
- ウ 当該認可に係る大学等の開設年度において、学校法人が設置しているすべての大学等の収容定員の総数が増加しないこと。

(三) (六) 「略」

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

一 大学

- (一) 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

「略」	「略」				
	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
備考					
一 〇 九 「略」					
十 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）					

(三) (六) 「同上」

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

一 大学

- (一) 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

「同上」	「同上」				
	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
備考					
一 〇 九 「同上」					
十 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の一の(二)の表において同じ。）					

ア [略]

イ 大学設置基準第五十七条又は第五十八条の規定により同令第三十七条の二の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七十六条又は第七十七条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「大学等特例認定割合」という。）

(二) [略]

二 短期大学

(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

(単位：百万円)

[略]	[略]		
	[略]	[略]	[略]
備考	一～五 [略]		
六	大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。 (別表第一の二の(二)の表において同じ。)		

ア [同上]

イ 大学設置基準第五十七条により同令第三十七条の二の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七十六条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「大学等特例認定割合」という。）

(二) [同上]

二 短期大学

(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

(単位：百万円)

[同上]	[同上]		
	[同上]	[同上]	[同上]
備考	一～五 [同上]		
六	大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。 (別表第一の二の(二)の表において同じ。)		

別表第二 標準経常経費額（第一の三の(一)、第二の三の(一)、第二の三及び第四の三関係）

(単位：千円)

〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
備考	
一 〔略〕	
二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学（独立大学院大学を除く。）、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校の実施組織を段階的に整備する場合（開設時に複数の学	

ア 〔略〕

イ 短期大学設置基準第五十条又は第五十一条の規定により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条又は第七十四条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

(二) 〔略〕

別表第二 標準経常経費額（第一の三の(一)、第二の三の(一)、第二の三及び第四の三関係）

(単位：千円)

〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
備考	
一 〔同上〕	
二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学（独立大学院大学を除く。）、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校の実施組織を段階的に整備する場合（開設時に複数の学	

ア 〔同上〕

イ 短期大学設置基準第五十条により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

(二) 〔同上〕

年の学生を受け入れる場合を除く。)の開設年度
においては、当該教員数に、修業年限が四年の大学
及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年
限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が
三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た
数をもつて教員数に代えることができる。

三〇五 [略]

年の学生を受け入れる場合を除く。)は、当該教
員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校
にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあ
つては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあ
つては三分の二を乗じて得た数をもつて教員数に
代えることができる。

三〇五 [同上]

備考 表中の「 」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行し、令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次条において同じ。）に係る審査から適用する。

(経過措置)

第二条 令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更を除く。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（次条において「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請に係る審査のうち、第二の四の(二)の規定、第四の四において準用する第二の四の(二)の規定に係る審査については、なお従前の例による。

第三条 令和九年度に行おうとする私立大学等の寄附行為の認可等の申請に係る審査については、なお従前の例による。